

土地形質変更時の届出等（条例との比較）

	改正法	条 例	
		名古屋市	愛知県
3000㎡以上 形質変更時の 届出要否	届出が必要 (改正法第4条)	報告が必要 (市条例57条)	報告が必要 (県条例第42条)
期 限	着工30日前まで		着工前まで
届出事項	所在地、規模等、改変部分の明示等		
審査項目	行政保有文書により汚染のおそれを判断	事業者から報告された土地履歴調査により汚染のおそれを判断	
形質変更面積 対象範囲	(盛土面積+掘削面積)の合計面積 ※盛土のみの改変は届出不要 ※地盤改良は土地の改変とみなす		